

(公社)東基連 青梅労働基準協会支部会報

第 170 号

2024年7月1日発行



〔目 次〕

1. 2024年度支部定期総会開催される	1
2. 2024年度全国安全週間説明会開催される	1
3. 全国安全週間実施要綱	2～3
監督署からのお知らせ	
4. 令和6年青梅署管内労働災害発生状況	4
5. STOP!熱中症 クールワークキャンペーン	5
6. 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内	6～7
7. 「私の安全衛生宣言」募集!	8～9
8. 荷主・元請運送事業者の皆様へ 長時間の荷待ち改善に向けて	10～11
9. 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(建設業)のご案内	12～13
10. 工事発注者の皆様へ 建設業の働き方が変わりました!!	14
11. 青梅支部講習会等予定表	15
12. 【広告】興研株式会社	16

2024年度支部定期総会開催される

2024年度支部定期総会はプリモホールゆとろぎ(羽村市生涯学習センター)レセプションホールにて常任幹事をはじめ、会員企業の方々にご出席頂き、開催しました。

開催にあたり、事務局から「青梅支部の現在の正会員数394、出席正会員数42委任状183で過半数を超えており、本日の支部総会は成立している」の報告があり、青梅支部定期総会を開始しました。

第一号議案「議事録署名人選任について」

第二号議案「2023年度事業報告について」

第三号議案「2023年度収支決算書の承認について」

第四号議案「2024年度本部代議員選出について」

株式会社IHI 瑞穂工場、日野自動車株式会社 羽村工場、
太平洋マテリアル株式会社 西多摩工場、住友金属鉦山株式会社 青梅事業所の4社を東基連本部へ推薦する。

以上4議案、3件の報告事項について、出席者全員異議なく承認されました。

全ての審議終了後、ご来賓としてご臨席頂きました、

青梅労働基準監督署 鈴木署長、青梅公共職業安定所 渡邊所長からご祝辞を頂き、支部総会は滞りなく終了しました。

2024年度全国安全週間説明会開催される

全国安全週間説明会は、青梅労働基準監督署、青梅労働基準協会支部の共催で、6月6日(木)に、プリモホールゆとろぎ(羽村市生涯学習センター)にて、43社77名が参加し開催されました。

最初に主催者として、青梅労働基準監督署 鈴木署長が挨拶を行い、早川労働基準監督官から「災害発生状況等について」、吉増安全衛生課長から「全国安全週間実施要綱等について」の説明があり、最後に、中央労働災害防止協会健康快適推進部上席専門役 浜谷 啓三様から「産業保健及び労働災害における事業者の安全配慮義務(事業者責任)について」の特別講演がありました。是非、本週間を契機に、各事業場における安全衛生活動を強化して頂き、労働災害防止等の取り組みをお願いします。

第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

**危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全**



今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

※ 3ページの「令和6年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和6年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)



実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ)足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ)職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ)元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ)建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ)簡易工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ)一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記10(1)~10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年青梅署管内労働災害発生状況

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
362	358	354	350	347

死傷 災害発生状況(4月30日現在)
現在 92 件
前年同期 88 件
増減率(%) 4.5 %

死亡 災害発生状況(4月30日現在)
現在 0 件
前年同期 0 件
増減率(%) - %

青梅署14次防(2年目)目標値
死傷(4日以上) 358 件以内 (前年比) (-1.10%)
死亡 0 件以内

月別目標及び実績 (2年目)実績(月別速報値)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年実績(月別確定値)→	28	(38)66	(18)84	(8)92								
署14次防(2年目)目標値(月別)→	38	(36)74	(29)103	(28)131	(35)166	(38)204	(39)243	(45)288	(33)321	(29)350	(25)375	(27)402
	30	59	89	118	148	177	207	236	266	295	325	358

4月度 達成率(死傷) 92件/118件 (速報値) (-22%)	目標内	
達成率(死亡) 0件/0件 (速報値) (0%)	目標内	
2024 36,755 (184)	2,771 (3)	()内は死者数
2023 44,976 (201)	3,355 (6)	
増減率 -18.3	-8.5	-17.4 -50.0

令和6年 死傷災害発生状況 (6年4月末日現在)

その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																					
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	署計
青梅	15	9		8	1	1	11	6		14	7	19	12	12	8	4		6				2 92
増減率(%)	0.0	-30.8	-100.0	100.0	-100.0	0.0	-31.3	-57.1	-100.0	-17.6	-36.4	111.1	100.0	300.0	166.7	100.0	-	-25.0	-100.0	-	-50.0	4.5
全業種中の割合	17.0%	14.8%	9.1%	4.5%	1.1%	1.1%	12.0%	6.5%	0.0%	15.2%	7.6%	20.7%	13.0%	13.0%	8.7%	4.3%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	2.2%	100.0%

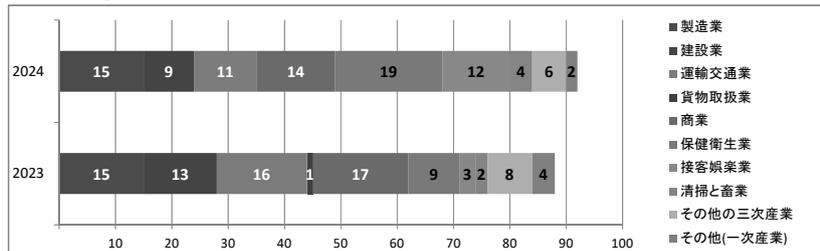
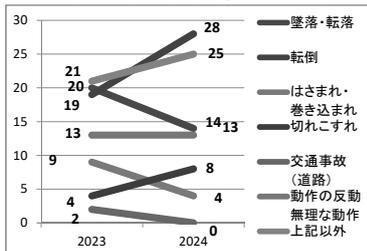
令和6年 死亡災害発生状況 (6年4月末日現在)

その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																					
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	署計
青梅																						0
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

令和6年 事故の型別・死傷災害発生状況 (6年4月末日現在)

業種別・事故の型別	青梅労働基準監督署																					
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	署計
墜落・転落	1	5		4		1	3	2		1		1	1	2		1						14
増減率(%)	-50.0	0.0	-100.0	300.0	-	0.0	-57.1	-66.7	-100.0	-66.7	-100.0	100.0	100.0	200.0	-	100.0	-	-100.0	-	-	-100.0	-30.0
転倒	5						4			6	3	7	2	4	3			2				28
増減率(%)	0.0	-100.0	-	-100.0	-	-	300.0	-100.0	-	100.0	0.0	40.0	-50.0	300.0	200.0	-100.0	-	0.0	-100.0	-	-	47.4
はさまれ・巻き込まれ	1	1		1								1	1			1						4
増減率(%)	-66.7	-66.7	-100.0	100.0	-	-	-	-	-	-100.0	-100.0	100.0	100.0	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-55.6
切れこすれ		1		1						1	1				3	3	1		2			8
増減率(%)	-100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	200.0	200.0	100.0	-	200.0	-	-	100.0
交通事故(道路)							2	1														2
増減率(%)	-	-	-	-	-	-	-100.0	-100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-100.0
動作の反動 無理な動作	2						2	2		2	2	4	2	2	1	1						13
増減率(%)	200.0	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-50.0	-50.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	-	-100.0	-	-	-	0.0
上記以外	6	2		2			2	2		4	1	6	6	1	1			2				25
増減率(%)	3	4	2	2	1		4	4		6	2	1	1	1	1			1			1	21

(注1) 上記表の上段は本年4月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。
 ※ 下記グラフの項目の「2024」は本年4月末日現在、(速報値)「2023」は前年同期(速報値)



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと



STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/>	ブレイクリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター
アイカツ



キャンペーン実施要項

準備期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもち服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上自衛隊運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.2)

中小企業事業者の皆さまへ

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

<p>① 高齢労働者の労働災害防止対策コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を雇用していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用していること ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いていること 	<p>② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能の向上を図るための経費(機器の購入・工事の施工等) 	<p>③ コラボヘルスコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
<p>補助率: 1/2</p>	<p>補助率: 3/4</p>	<p>補助率: 3/4</p>
<p>補助上限額</p> <p>上限額: 1,000万円 (消費税を除く)</p>	<p>補助上限額</p> <p>上限額: 30万円 (消費税を除く)</p>	<p>補助上限額</p> <p>上限額: 30万円 (消費税を除く)</p>

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は1,000万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいづれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

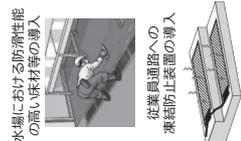
① 高齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象: 60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。
- 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
 - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
 - ◆ 階段への手すりの設置(※1)
 - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
 - (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと
- 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう
- URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(兼用タイプは含まず)
- ◆ 重労働作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の変化を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システム等の導入(初期導入費用のみ) パソコンの購入は対象外



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入
- ◆ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

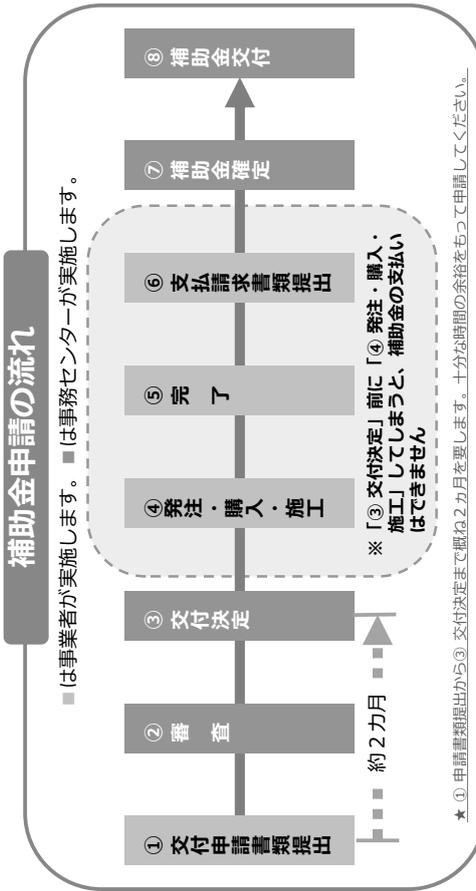
【対象: 全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。
- ・ 専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

「転倒防止」・「腰痛予防」のための 身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります



- ★ 転倒防止・腰痛予防の運動指導等に限りります(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止・腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
- ★ (※タボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



- ➔ 「① 交付申請書類」 「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

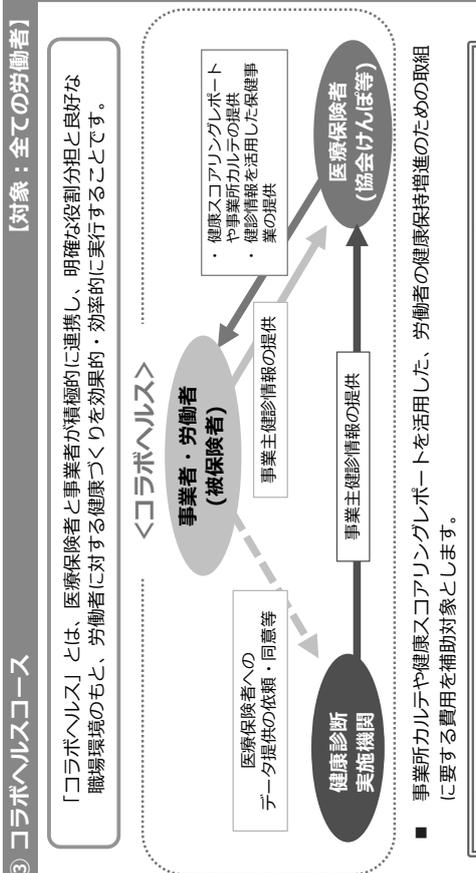
高年齢労働者が安心して働く職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しよう
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>

交付申請書類受付期間
令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限
令和7年1月31日（当日消印有効）

「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
電話：03(6381)7507	電話：03(6809)4085	電話：03(6809)4085
FAX：03(6381)7508	FAX：03(6809)4086	FAX：03(6809)4086
受付時間	平日 10:00～12:00/13:00～16:00 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません） <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>	



事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

● 具体的には、次のような取組が対象となります

- 健康教育、研修等**
健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
➔ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- システムの導入**
健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスの推進するためのシステムの導入
※初期導入費用のみ
（パソコンの購入は対象外）
- 栄養・保健指導**
栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

申請に当たった際の注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。
（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が現地調査を行うことがあります。
 - ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
 - ◆ 偽り、その他の不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
 - ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。
- 【財産を処分する場合は承認申請（必要な場合に手続きしてください）】
補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024

「私の安全衛生宣言」募集!

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。
この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。
多数のご応募をお待ちしております。

募集期間：2024年7月1日(月)～10月7日(月)

応募資格：都内の事業場で働いている方

応募方法：電子メール又は応募フォーム（裏面参照）

発表：入選された方に直接連絡いたします

表彰式：2024年12月頃

(東京労働局HP)



安全衛生宣言
私は災害防止のために次のことを宣言します

こまめに休憩
こまめに給水

第14次労働災害防止計画推進中

安全衛生宣言

私は災害防止のために次のことを宣言します

労働災害を防ぐためには、労働者一人ひとりの意識と行動も大変重要です。
「安全衛生宣言」は、ワッペン等
に書き込むことにより、労働者一人ひとりの安全衛生意識を促すものです。

第14次労働災害防止計画推進中

安全衛生宣言
私は災害防止のために次のことを宣言します

急いでいても
手すりを掴んで
階段を下ります

第14次労働災害防止計画推進中

安全衛生宣言
私は災害防止のために次のことを宣言します

重さ確認！
足元確認！
前方確認！

第14次労働災害防止計画推進中

安全衛生宣言
私は災害防止のために次のことを宣言します

フックは2丁掛け
を使用します

第14次労働災害防止計画推進中

昨年度の安全衛生宣言コンクール受賞作品

○**優秀作品賞**

安全部門

・いつもの職場に小さな異変 気づいた今が事故防止

・先を読め！ このまま放置どうなるか

労働衛生部門

・まずは睡眠、食事、適度な運動 3点セットで健康管理

・「休暇」、「給水」、「休憩」 サンキュウの心を大切に

○**奨励賞**

安全部門

・シェアしよう 不安に感じたその作業 会話がつくる安全意識

労働衛生部門

・心と体、両方揃ってこそ本当の健康！

職員のメンタルヘルスケアも心掛けます！

※応募方法・応募様式は9ページをご確認ください

主催：東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会

「私の安全衛生宣言」応募様式

～ 私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024 ～

1 応募作品

安全衛生宣言

※ 応募様式 1 枚につき 1 つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

宣言の解説 (省略可)

安全衛生宣言の意図するもの (就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた宣言のイメージなど) についての説明がありましたらご記入ください。

2 応募区分 (応募する部門の□にレ点を記入してください。)

安全部門 (墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策、高齢者災害防止対策など)

労働衛生部門 (腰痛予防対策、熱中症予防対策、感染症防止対策など)

労働災害 (事故) 防止に対して、どのようなことを心掛けていますか？

応募様式の書き方は？ 応募のヒントは、東京労働局HPからご確認ください！

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2024.html)

(東京労働局HP)



3 応募者氏名及び連絡先

氏名：

電話番号又はメールアドレスをご記入ください。

連絡先：

(自宅・携帯・会社)

所属事業場：

(業種：)

業種欄は、製造業、建設業、運輸業、小売業、医療業などをご記入ください。

応募方法

○メールによる応募 (受付は7月1日から開始します。)

sengen-safeworktokyo2024@toukiren.or.jp

○応募フォームによる応募 (↓東京労働局HPからご確認ください。→)

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2024.html

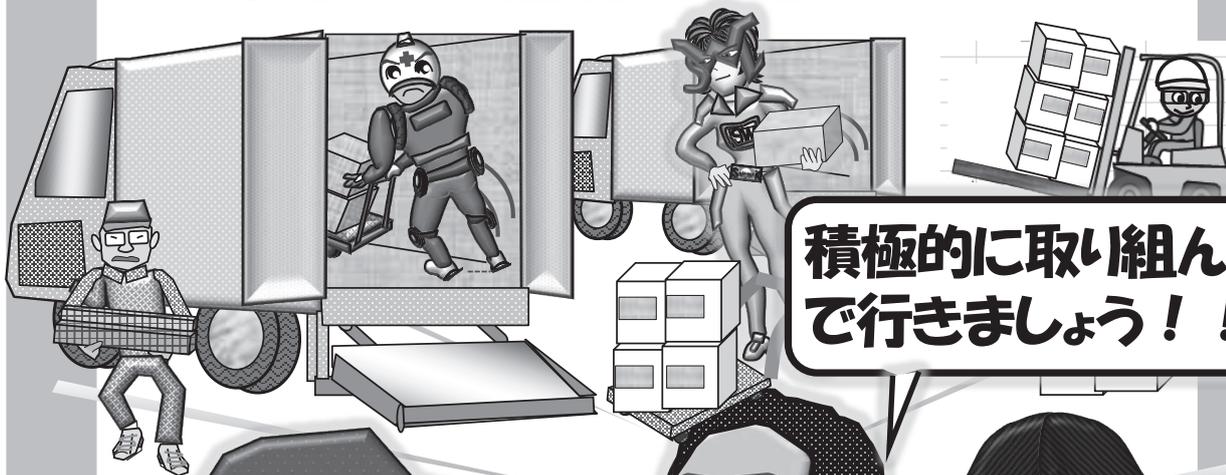
(東京労働局HP)



皆様から多数のご応募をお待ちしています！

荷主・元請運送事業者の皆様へ

長時間の荷待ちの改善に向けて、
ご理解とご協力をお願いします！



積極的に取り組んで行きましょう！！

トラック運送事業者とも
相談し、ぜひ前向きに検
討をお願いします！



STOP! 長時間の荷待ち

☞ 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因となります。

☞ 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。



恒常的な長時間の荷待ちをさせないよう努めていただくほか、裏面の労働災害防止の取組にもご理解とご協力をお願いします。

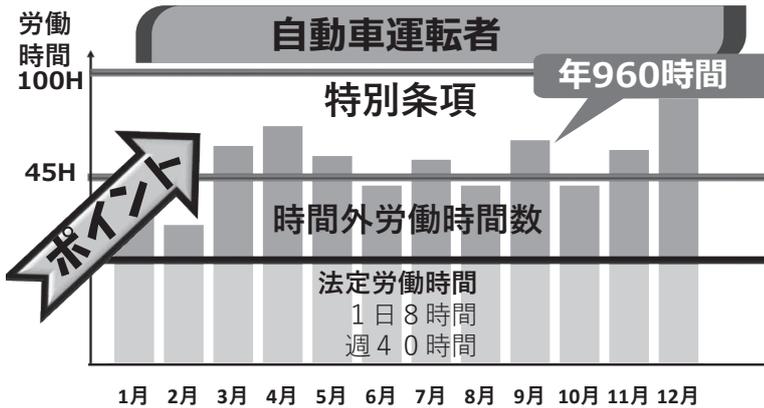


東京労働局・労働基準監督署（支署）・公共職業安定所

はたらきかたスズメ 検索



時間外労働の上限規制の内容



【原則】 月 45 時間
年間 360 時間

【特別条項】(臨時的な特別な事情の場合)

- ① 特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、**年間960時間**
- ② 特別条項の回数制限の適用なし

※ その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、労働基準法の**時間外労働の上限規制**とともに**改善基準告示**を遵守していただく必要があります。

○1年、1か月の拘束時間

【原則】1年間の総拘束時間**3,300時間**以内、1か月 **284時間**以内

【例外】労使協定により、次のとおり延長可 (①②を満たす必要あり)

1年：**3,400時間**以内、1か月：**310時間**以内 (年6か月まで)。

① **284時間**超は連続**3**か月まで、②1か月の時間外・休日労働時間数が**100時間**未満となるよう努める



○1日の拘束時間 **13時間**以内 (上限**15時間**、**14時間**超は週**2**回までが目安)

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、**16時間**まで延長可 (週**2**回まで)

○休息期間 継続**11時間**以上与えるよう努めることを**基本**とし、**9時間**を下回らない。

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続**8時間**以上 (週**2**回まで)

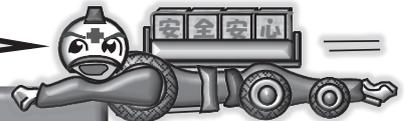
休息期間のいずれかが**9時間**を下回る場合は、運行終了後に継続**12時間**以上の休息期間を与える。

○分割休息特例 (継続**9時間**の休息期間を与えることが困難な場合)

①分割休息は1回**3時間**以上、②休息期間の合計は **2分割：10時間**以上、**3分割：12時間**以上

③**3分割**が連続しないよう努める、④一定期間 (**1か月**程度) における全勤務回数の**2分の1**が限度

以下を含めた総合対策をお願いします!



安全衛生対策 (労働基準監督署)

一「荷役災害」「腰痛災害」「交通労働災害」防止対策一

○「荷役作業安全ガイドライン」に基づく荷役災害防止対策

陸運事業者及び荷主等が連携して対策に取り組みましょう。

○「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策

作業態様別 (重量物取扱い、車両運転時) の対策を実施しましょう。

○「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策

管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。

※荷役作業による労働災害防止のため、荷主の皆様においても安全確保にご理解とご協力をお願いします。

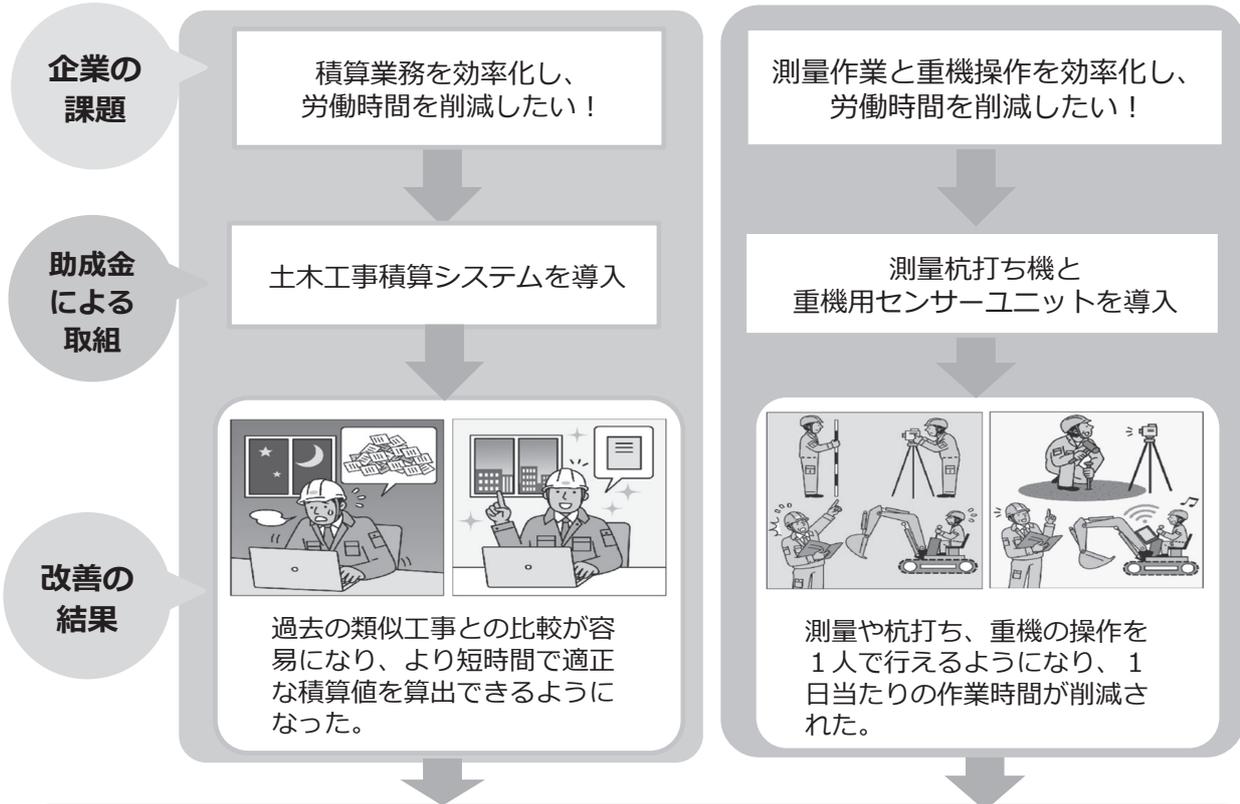


令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内



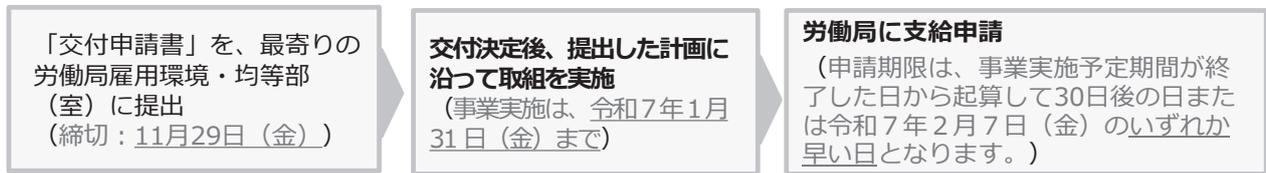
令和6年4月1日に、建設業にも、時間外労働の上限規制が適用されました。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2024.4)

業種別対応コース（建設業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
5. 下記「成果目標」⑤を選択する場合、交付申請時点の所定休日数が4週当たり4日から7日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲は、以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。**
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。**
- ④ **9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。**（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
- ⑤ 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。

(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

【助成額最大1,000万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	Ⅰ 以下1～5の上限額及び6の加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)
(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5	

【Ⅰの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額：25万円

3. 成果目標③の上限額：25万円

4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	120万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

5. 成果目標⑤の上限額：1日増加ごとに25万円(※8) (最大100万円)

(※8) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。
(年間所定休日数) ÷ (365日 ÷ 7) × 4

6. 賃金引上げの達成時の加算額

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます(※9)。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

(※9) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

工事発注者の皆様へ 建設業の「働き方」が変わりました!!



令和6年4月1日から建設業にも
時間外労働の上限規制が適用されました。

★今後このような取組が進んでいくものと考えられます。

- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 週休2日制の推進
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など



建設業に適用される時間外労働の上限規制の主な内容は・・・
(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものか対象です。)

時間外労働の上限規制が適用されたことで、36協定で定める時間外労働の上限時間は、

- 原則 月45時間・年360時間
- となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。
- また、臨時的な特別の事情(特別条項)がある場合でも、以下の上限を超える時間外労働や休日労働はできません。
- ・ 1年間の時間外労働は720時間以内
- ・ 1か月の時間外労働と休日労働の合計が100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」で1か月当たり80時間以内
- ・ 時間外労働が月45時間を超えてできるのは、年6か月以内

※例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について
・ 月100時間未満 } この2つの規制は令和6年4月1日
・ 2～6か月平均80時間以内 } 以降も適用されません。



東京労働局・労働基準監督署(支署)

はたらきかたスマホ検索

令和5年4月1日から 中小企業に対する月60時間超の時間外労働の 割増賃金率が引き上げられました。

(令和5年3月31日まで) 月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%
中小企業は25%

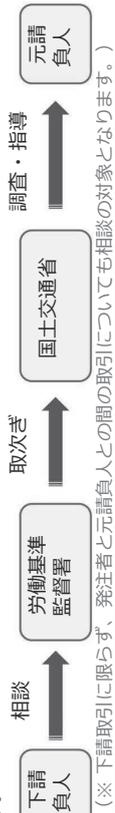
(令和5年4月1日から) 月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
60時間以下	50%
60時間超	25%
大企業	25%
中小企業	25%

1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
60時間以下	25%
60時間超	50%
大企業	25%
中小企業	50%

「下請たたき」は禁止されています!

著しく短い工期を設定するなどの行為(いわゆる「下請たたき」)は、建設業法で禁止されています。労働基準監督署では、「下請たたき」に関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



各種支援策のご案内

- ・ 都内の労働基準監督署(支署)では、中小企業や小規模事業者等に対し、説明会の開催や個別訪問を行い、丁寧な支援を実施しています。
- ・ 東京労働局では、東京働き方改革推進支援センターを運営し、労務管理全般に関するご相談をお受けしています。

お気軽にご相談ください。

工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。
第14次東京労働局労働災害防止計画(2023年度～2027年度)推進中



“Safe Work TOKYO”の下
トップが発信! みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」
をキャッチフレーズに計画を推進しています。

2024年6月25日版
 (公社)東基連 青梅労働基準協会支部 TEL042-512-5408 FAX042-512-5473
 申込書の電子ファイル配信致します。右記メールへ メール oume-roukikyoshibu@toukiren.or.jp

2024年度 青梅労働基準協会支部 講習会等予定表

区分	講習会名	科目	1日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
技能講習	フォークリフト運転 (実技31時間)	学科	1日		9(水)		4(木)	29(木)			7(木)		16(木)		6(木)	
		実技 (日野自羽村)	3日		12(日) 19(日) 26(日)		7(日) 14(日) 21(日)		1(日) 8(日) 15(日)		10(日) 17(日) 24(日)		19(日) 26(日)		9(日) 16(日) 23(日)	
	玉掛け技能+	学科	2日			4(火) 5(水)					15(火) 16(水)			29(水) 30(木)		
		実技 (日野自羽村)	1日			9(日)					20(日) 27(日)				9(日) 16(日)	
	クレーン運転特別教育(学科)	実技(希望者) (日野自羽村)	1日			29(日)または 30(日)						3(日)または 10(日)			調整中	
		学科	2日		15(月) 16(火)		26(水) 27(木)				10(木) 11(金)			22(水) 23(木)		
	有機溶剤作業主任者	学科	2日			13(火) 14(水)		5(月) 6(火)			3(木) 4(金)				18(火) 19(水)	
		特定化学物質・ 四アルキル鉛等作業主任者	2日			11(水) 12(木)		11(水) 12(木)			11(水) 12(木)		9(月) 10(火)		12(水) 13(木)	
	新規	酸業欠乏・硫化水素危険 作業主任者	学科	2日				11(水) 12(木)			3(火) 4(水)				4(火) 5(水)	
			実技	1日				5(月) 6(火)			5(木)又は 6(金)				6(木)又は 7(金)	
特別教育	乾燥設備作業主任者	学科	2日				26(木) 27(金)			26(木) 27(金)						
		実技	2日				18(火)			18(火)				28(火)		
その他講習	フルハーネス型 墜落制止用器具	学科のみ	半日													
		学科のみ (日野自羽村)	1日													
	化学物質管理講習	学科	1日			28(火)										
		実技	1日			10(水)										
	保険員着用管理責任者教育	講義	2日				20(木) 21(金)									
		講義	2日			23(火)									28(金)	
	職長・安全衛生責任者教育	講義	2日				19(金)									
		講義	2日			23(水) 24(金)									26(水) 27(木)	
	安全衛生推進者養成講習	講義	1日													
		講義	1日			14(火)										
安全管理者選任研修	講義	1・2日														
	講義	2日			5(金) 1日コース											
衛生管理者受検準備講習	講習	2日														
	講習	2日			25(木) 26(金)											
会議体等	部会等															
	幹事会等															
講習会等	部会等															
	幹事会等															
監督署共催事業 (2023年度計画ベース) 講習会と調整後確定 11 本郡教育 6 安全衛生講習会 19 衛生講習会 23 安全衛生講習会 18 第3次産業 23 メンタルヘルス 18 陸上貨物講習 5 西多摩地区大会 28 外国人講習 13-15 全国健康安全衛生大会 28 常任幹事会 5 外部入講習																

【追加開催】
 化学物質管理者、保護員着用管理者
 お申し込みは青梅支部まで

要相談

学科講習会場は東基連 たま研修センター 190-0012立川市曙町1-21-11い5ビル2階にて
 都合により、日程・会場の変更があります。

発行所 (公社)東基連 青梅労働基準協会支部
 〒190-0012 東京都立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階 東基連 多摩合同事務所
 TEL 042-512-5408 FAX 042-512-5473
 メールアドレス oume-roukikyoshibu@toukiren.or.jp
 ホームページ https://www.toukiren.or.jp/shibu/oume/

「ご意見・ご要望がありましたら、事務局まで遠慮なくご連絡下さい。」

【広告ページ】

KOKEN

KOKEN 化学物質 マスクサイト OPEN!



新たに始まる化学物質のばく露対策に
取り組む事業場をサポート！



化学物質ばく露対策が変わります —2024年4月1日より—

令和4年厚生労働省令第91号(改正省令)令和4年5月31日より化学物質のばく露対策を呼吸用保護具で行う時は保護具着用管理責任者の選任が義務付けられます。また個人サンプリング測定等の結果に応じた有効な呼吸用保護具の選択、呼吸用保護具の適切な使用と保守管理、そしてフィットテストが必要となります。

KOKEN
化学物質マスクサイト



<https://www.koken-ltd.co.jp/chemicals/>

興研の化学物質マスクサイトは
保護具着用管理責任者の方々の実務に役立つ情報を発信！

適切な
マスクを選ば

- ・新たなマスクの選択方法を解説
- ・要求防護係数ごとのマスクを簡単検索できる

適切な使用と
保守管理を行う

- ・マスクの装着方法、マスクの保守管理ポイントを動画で！
- ・フィルタ、吸収缶の交換基準を解説

フィットテストを
実施する

- ・定量的フィットテスト、定性的フィットテストが動画でわかる！
- ・フィットテストに必要な機器の情報を集約

クリーン、ヘルス、セーフティで社会に
興研株式会社